

長岡市立会人型電子契約サービス提供業務 受託候補者選定委員会設置要領

(設置)

第1条 長岡市立会人型電子契約サービス提供業務の受託候補者の選定に係る審査を厳正かつ公正に行うため、長岡市立会人型電子契約サービス提供業務受託候補者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 受託候補者を選定するための評価基準を決定すること
- (2) 提案書の審査に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関して必要なこと。

(委員)

第3条 委員会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

2 委員は、プロポーザル参加希望者との接触を避けなければならない。

(委員長)

第4条 委員会は委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故等があった場合は、予め委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席により成立とする。
- 3 対面による会議が難しい場合や議事内容が軽易な場合は、インターネット回線による会議や書面による会議で実施することも可能とする。
但し、この場合においても、委員の過半数の参加により成立とする。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長が決する。
- 5 委員会の所掌事務について専門的な検討を行うため、委員会に補助員を置く。
- 6 補助員は委員長が指名し、企画提案書等の評価の補助を行う。
- 7 原則、会議は非公開とし、委員を含め、会議に出席した者は、外部に会議内容を漏らしてはならない。

(事務局)

第6条 委員会の会議資料の作成や庶務を行わせるために、事務局を契約検査課に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。